

個人情報ファイル簿

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 公有財産貸付、使用許可一覧 | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 公有財産貸付、使用許可取りまとめのため | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満 | |
| 記録項目 | 貸付、使用許可の相手方の住所、氏名 | |
| 記録範囲 | 貸付、使用許可の相手方 | |
| 記録情報の収集方法 | 貸付、使用許可を実施した課からの情報 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | — | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称) 財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| | (名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| | 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名称) — (所在地) — | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |
| 備考 | — | |

個人情報ファイル簿

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 土地建物貸付収入 | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 市有地貸付のため | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満 | |
| 記録項目 | 借受人の氏名、住所、連絡先、貸地料 | |
| 記録範囲 | 市有地借受人 | |
| 記録情報の収集方法 | 市有地借受人からの提出 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | — | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称) 財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| | (名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| | 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名称) — (所在地) — | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |
| 備考 | — | |

個人情報ファイル簿

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 市有財産売払一般競争入札参加者名簿 | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 市有財産売払一般競争入札執行のため | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満 | |
| 記録項目 | 入札参加者の氏名、住所、生年月日、市税滞納の有無、反社照会記録、契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者かどうか | |
| 記録範囲 | 市有財産売払一般競争入札の入札参加者 | |
| 記録情報の収集方法 | 入札参加者及び入札代理人からの申請、岡山県警からの回答 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | — | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称) 財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| | (名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| | 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名称) — (所在地) — | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |
| 備考 | — | |

個人情報ファイル簿

| | | |
|-------------------------------------|--|--|
| 個人情報ファイルの名称 | 事故等の報告書ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 財政局財務部契約課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 契約の適正な履行と公正を確保するために利用する。 | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満 | |
| 記録項目 | 1. 氏名、2. 生年月日（年齢）、3. 住所、4. 雇用主、5. 傷病名、6. 傷病の程度 | |
| 記録範囲 | 事故等の被害者 | |
| 記録情報の収集方法 | 契約の相手方からの報告 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む | |
| 記録情報の経常的提供先 | — | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称) 財政局 財務部 契約課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| | (名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| | 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地 | (名称) — (所在地) — | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地 | (名称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |
| 備 考 | | |

個人情報ファイル簿

| | | |
|---------------------------------------|--|--|
| 個人情報ファイルの名称 | 入札参加資格審査申請ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 財政局財務部契約課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 契約の適正な履行と公正を確保するために利用する。 | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満 | |
| 記録項目 | 1. 住所、2. 氏名、3. 生年月日、4. 納税状況、5. 学歴、6. 職歴、7. 社会保険、8. 資格 | |
| 記録範囲 | 入札参加資格審査申請をする者及びその被雇用者 | |
| 記録情報の収集方法 | 申請人からの申請書 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | — | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称) 財政局 財務部 契約課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| | (名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| | 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地 | (名称) — (所在地) — | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地 | (名称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |
| 備 考 | — | |

個人情報ファイル簿

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 個人情報ファイルの名称 | ふるさと納税ワンストップ特例申請ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 財政局 税務部 税制課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 地方税法に基づき、寄付金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下、「申請者」という。）が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知するため。 | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満 | |
| 記録項目 | 1住所、2氏名、3生年月日、4電話番号、5寄付金額、6個人番号 | |
| 記録範囲 | 寄付金税額控除に係る申告特例の適用を希望する者 | |
| 記録情報の収集方法 | 申請者からの提出 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | 申請者の居住する市区町村 | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称) 財政局 税務部 税制課 (所在地) 〒700-8455 岡山市北区大供一丁目2番3号 | |
| | (名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| | 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受けの組織の名称及び所在地 | (名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | — | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けの組織の名称及び所在地 | (名称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | — | |
| 備 考 | | |

個人情報ファイル簿

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 個人市民税・県民税・森林環境税賦課業務ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | (1) 財政局 税務部 課税管理課、(2) 各区市税事務所 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 個人市民税・県民税・森林環境税の課税のため | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満 | |
| 記録項目 | 1. 氏名、2. 住所、3. 性別、4. 生年月日、5. 親族関係、6. 続柄、7. 勤務先、8. 収入、 9. 所得、10. 控除、11. 所得税額、12. 障害、13. 国保料、14. 介護保険料、15. 後期 高齢者医療保険料、16. 公的扶助受給状況、17. 口座情報、18. 納税状況、 19. 個人番号 | |
| 記録範囲 | 市民税・県民税・森林環境税課税対象者（申告による非課税対象者を含む） | |
| 記録情報の収集方法 | 住民記録データ・本人・給与支払者・公的年金支払者・税務署・他課・他市から収集 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む | |
| 記録情報の経常的提供先 | 実施機関内関係所管課、税務署、他市区町村関係所管課 | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | <p> <input checked="" type="checkbox"/> 個人市民税・県民税・森林環境税の賦課に関すること 北区（名 称）北区市税事務所 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 中区（名 称）中区市税事務所 （所在地）〒703-8544 岡山市中区浜三丁目7番15号 東区（名 称）東区市税事務所 （所在地）〒704-8555 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 南区（名 称）南区市税事務所 （所在地）〒702-8544 岡山市南区浦安南町495番地5 </p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 個人市民税・県民税・森林環境税の特別徴収に関すること （名 称）財政局 税務部 課税管理課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 （名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 </p> | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル） |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである | 該当 | |

| | |
|--------------------------------------|---|
| る旨 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名 称) (所在地) |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | |
| 備 考 | — |

個人情報ファイル簿

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 固定資産税・都市計画税課税ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | (1) 財政局 税務部 課税管理課、(2) 各区市税事務所 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 固定資産税・都市計画税の課税のため | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満 | |
| 記録項目 | 1. 氏名、2. 住所、3. 市内に所有している土地の所在、地番、地目及び地積、4. 市内に所有している家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積、5. 市内に所有している償却資産の所在、種類及び数量、6. 価額（評価額）、7. 課税標準額、8. 固定資産税額、9. 都市計画税額、10. 口座情報、11. 納税状況、12. 個人番号 | |
| 記録範囲 | 土地・家屋・償却資産の所有者 | |
| 記録情報の収集方法 | 住民記録データ・本人・登記簿・税務署・他課・他市からの収集 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | 登記所、県民局、税務署 | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | <p> <input checked="" type="checkbox"/> 土地・家屋 ※土地・家屋の所在する区にお問い合わせください。 北区（名 称）北区市税事務所 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 中区（名 称）中区市税事務所 （所在地）〒703-8544 岡山市中区浜三丁目7番15号 東区（名 称）東区市税事務所 （所在地）〒704-8555 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 南区（名 称）南区市税事務所 （所在地）〒702-8544 岡山市南区浦安南町495番地5 </p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 償却資産 （名 称）財政局 税務部 課税管理課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 </p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 別途、地方税法第382条の2に基づき閲覧ができます。土地・家屋については各区市税事務所（連絡先：北区086-803-1178、中区086-901-1610、東区086-944-5012、南区086-902-3512）に、償却資産については課税管理課償却資産係（連絡先086-803-1181）にお問い合わせください。 </p> <p> （名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 </p> | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル） |

| | | |
|---------------------------------------|--|--|
| | 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地 | (名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地 | (名 称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |
| 備 考 | — | |

個人情報ファイル簿

| | | |
|----------------------------------|---|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 軽自動車税関係業務ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | (1) 財政局 税務部 課税管理課、(2) 各区市税事務所 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 軽自動車税の賦課のために利用する | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | ■1,000人以上 □1,000人未満 | |
| 記録項目 | 1. 氏名(屋号含む)または名称、2. 住所または所在地、3. 生年月日、4. 連絡先、5. 申告の理由、6. 車種、7. 標識番号、8. 所有形態、9. 主たる定置場、10. 車名、11. 型式および年式、12. 原動機の型式番号、13. 車台番号、14. 型式認定番号、15. 総排気量または定格出力、16. 標識返納情報、17. 盗難届出情報、18. 障害者情報、19. 口座情報、20. 納税状況、21. 個人番号または法人番号 | |
| 記録範囲 | 軽自動車税に関する申告をした者 | |
| 記録情報の収集方法 | 住民記録データ、本人・代理人等からの軽自動車税申告書、地方公共団体情報システム機構からの軽自動車検査情報の提供による | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む | |
| 記録情報の経常的提供先 | — | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | <p>■軽自動車税申告書等の届をされた区の市税事務所にお問い合わせください</p> <p>北区(名称) 北区市税事務所 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号</p> <p>中区(名称) 中区市税事務所 (所在地) 〒703-8544 岡山市中区浜三丁目7番15号</p> <p>東区(名称) 東区市税事務所 (所在地) 〒704-8555 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号</p> <p>南区(名称) 南区市税事務所 (所在地) 〒702-8544 岡山市南区浦安南町495番地5</p> <p>(名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号</p> | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無 | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 | |

| | |
|---|---|
| <p>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</p> | <p>(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号</p> |
| <p>行政機関等匿名加工情報の概要</p> | |
| <p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</p> | <p>(名 称) (所在地)</p> |
| <p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</p> | |
| <p>備 考</p> | <p>—</p> |

個人情報ファイル簿

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 鉱産税関係業務ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 財政局 税務部 課税管理課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 鉱産税の賦課のために利用する | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満 | |
| 記録項目 | 1. 納税義務者の名称、2. 納税義務者の所在地、3. 事業所の名称、4. 事業所の所在地、5. 代表者氏名、6. 連絡先、7. 鉱産物、8. 産出量、9. 単価、10. 課税標準額、11. 税額、12. 口座情報、13. 納税状況 | |
| 記録範囲 | 鉱産税に関する申告をした者 | |
| 記録情報の収集方法 | 本人・代理人等からの鉱産税申告書 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | — | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名 称) 財政局 税務部 課税管理課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 | |
| | (名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| | 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | — | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名 称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |
| 備 考 | — | |

個人情報ファイル簿

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 市たばこ税関係業務ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 財政局 税務部 課税管理課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 市たばこ税の賦課のために利用する | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満 | |
| 記録項目 | 1. 氏名（屋号含む）または名称、2. 住所または所在地、3. 代表者氏名、4. 個人番号または法人番号、5. 連絡先、6. 課税標準数量、7. 税額、8. 口座情報、9. 納税状況 | |
| 記録範囲 | 市たばこ税に関する申告をした者 | |
| 記録情報の収集方法 | 本人・代理人等からの市たばこ税申告書、税務署からの賦課情報 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | — | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称) 財政局 税務部 課税管理課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 | |
| | (名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| | <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | — | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |
| 備考 | — | |

個人情報ファイル簿

| | | |
|--------------------------------------|--|-------------------------------|
| 個人情報ファイルの名称 | 事業所税関係業務ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 財政局 税務部 課税管理課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 事業所税の賦課のために利用する | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | ■1,000人以上 □1,000人未満 | |
| 記録項目 | 1. 氏名又は名称、2. 個人番号又は法人番号、3. 代表者氏名、4. 本店・支店所在地、5. 連絡先、6. 事業種目、7. 資本金の額又は出資金の額、8. 所轄税務署名、9. 事業所床面積（非課税・特例控除となるものを含む）、10. 従業者給与総額（非課税・特例控除となるものを含む）、11. 年齢、12. 障害の有無、13. 還付口座情報、14. 関与税理士及びその連絡先 | |
| 記録範囲 | 事業所税に関する申告をした者 | |
| 記録情報の収集方法 | 本人・代理人等からの事業所税申告書 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む | |
| 記録情報の経常的提供先 | — | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名 称) 財政局 税務部 課税管理課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 | |
| | (名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | □法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | □法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| | 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名 称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |

| | |
|-----|---|
| 備 考 | — |
|-----|---|

個人情報ファイル簿

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 入湯税関係業務ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 財政局 税務部 課税管理課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 入湯税の賦課のために利用する | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満 | |
| 記録項目 | 1. 営業種類、2. 商号、3. 営業所在地、4. 営業主の住所、5. 営業主の氏名、6. 課税標準数量、7. 税額、8. 特別徴収義務者の氏名（屋号含む）または名称、9. 特別徴収義務者の住所または所在地、9. 連絡先、10. 口座情報、11. 納税状況 | |
| 記録範囲 | 入湯税に関する申告をした者 | |
| 記録情報の収集方法 | 本人・代理人等からの入湯税申告書 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | — | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名 称) 財政局 税務部 課税管理課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 | |
| | (名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| | 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | — | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名 称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |
| 備 考 | — | |

個人情報ファイル簿

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 表彰業務ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 財政局 税務部 課税管理課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | たばこ販売組合員の表彰対象者を管理するために利用する | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満 | |
| 記録項目 | 1. 氏名、2. 住所、3. 性別、4. 生年月日、5. 職業、6. 連絡先、7. たばこ販売歴、8. たばこ販売実績、納税状況、8. 所属するたばこ販売組合名 | |
| 記録範囲 | たばこ販売組合員のうち表彰対象者 | |
| 記録情報の収集方法 | 各たばこ販売組合からの報告 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | — | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名 称) 財政局 税務部 課税管理課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 | |
| | (名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| | 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | — | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名 称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |
| 備 考 | — | |

個人情報ファイル簿

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 法人市民税関係業務ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 財政局 税務部 課税管理課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 法人市民税の課税のために利用する | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満 | |
| 記録項目 | 1. 送付先氏名、2. 送付先住所、3. 代表者氏名、4. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人の氏名、5. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人の住所 | |
| 記録範囲 | 法人市民税課税対象者 | |
| 記録情報の収集方法 | 法人市民税申告書、法人・代理人等からの届出書、税務署・都道府県・他市町村から収集 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | 税務署・都道府県・他市町村関係所管課 | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称) 財政局 税務部 課税管理課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 | |
| | (名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| | 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | (名称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |
| 備考 | — | |

個人情報ファイル簿

| | |
|-------------------------------|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 収滞納に関する税務事務ファイル |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 財政局 税務部 収納課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 地方税法、その他地方税に関する法令に基づき、住民に対して公平・公正な徴収をするため。個人を正確かつ迅速に特定し、収滞納業務を行うため。 |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | ■1,000人以上 □1,000人未満 |
| 記録項目 | <p>収納システム記録項目</p> <p>1. MPN連動無フラグ、2. OCR情報1、3. OCR情報2、4. カナ金融機関名、5. カナ支店名、6. コンビニバーコード、7. コンビニ受付店コード、8. コンビニ用自治体コード、9. コンビニ用自治体コードフラグ、10. ジョブID、11. データ識別コード、12. データ番号、13. データ部、14. パラメタID、15. パラメタコード、16. 宛先識別番号、17. 宛名番号、18. 異動延滞金、19. 異動額合計、20. 異動申告加算金、21. 異動督促手数料、22. 異動本税額、23. 移管年月日、24. 一連番号、25. 引抜済フラグ、26. 英数字1、27. 英数字2、28. 英数字3、29. 延滞金仮消込額、30. 延滞金過誤納額、31. 延滞金過誤納処理中額、32. 延滞金計算日、33. 延滞金減免区分、34. 延滞金自動計算有無フラグ、35. 延滞金執行日、36. 延滞金収入額、37. 延滞金収入件数、38. 延滞金調定額、39. 延滞金通知額、40. 延滞金督促催告有無、41. 延滞金納付額、42. 延滞金分納額、43. 延滞金補正区分、44. 延滞金未納額、45. 延長申告期限、46. 仮消込額、47. 仮消込納付区分、48. 仮消込有無フラグ、49. 加算金仮消込額、50. 加算金計算始期、51. 加算金計算終期、52. 加算金計算日数、53. 加算金収入額、54. 加算金除算始期、55. 加算金除算終期、56. 加算金除算日数、57. 加算金調定額、58. 加算金通知額、59. 加算金通知書発行日、60. 加算金納付額、61. 加算金分納額、62. 課税状況コード、63. 課税年度、64. 課税年度フラグ、65. 過誤納延滞金分、66. 過誤納還付加算金分、67. 過誤納期別、68. 過誤納金額、69. 過誤納区分、70. 過誤納子番、71. 過誤納状態区分、72. 過誤納申告加算金分、73. 過誤納督促手数料分、74. 過誤納発生日、75. 過誤納番号、76. 過誤納本税分、77. 過年假収入額、78. 過年過誤納額、79. 過年還付済額、80. 過年還付未済額、81. 過年収入額、82. 過年充当済額、83. 過年調定額、84. 過年未納額、85. 過納誤納区分、86. 会計年度、87. 回数、88. 開始期、89. 確定申告期限、90. 確定申告受付日、91. 確定申告日、92. 確認前領収日、93. 確認番号、94. 括束番号、95. 括束連番、96. 完納日、97. 漢字1、98. 漢字2、99. 漢字3、100. 管理子番、101. 管理番</p> |

号、102. 還付延滞金加算金、103. 還付加算金、104. 還付加算金計算区分、105. 還付金額、106. 還付元宛名番号、107. 還付元延滞金分、108. 還付元課税年度、109. 還付元期別、110. 還付元月別、111. 還付元事業年度開始日、112. 還付元消込子番、113. 還付元申告加算金分、114. 還付元申告区分、115. 還付元申告連番、116. 還付元税目コード、117. 還付元調定年度、118. 還付元通知書番号、119. 還付元督促手数料分、120. 還付元本税分、121. 還付支払自治体コード、122. 還付支払日、123. 還付支払予定日、124. 還付時効日、125. 還付充当通知書発行日、126. 還付充当停止区分、127. 還付請求日、128. 還付先宛名番号、129. 還付方法、130. 還付本税加算金、131. 還付理由自由入力、132. 期月、133. 期月フラグ、134. 期別、135. 機械処理時刻、136. 機械処理日、137. 記号番号、138. 記事宛名番号、139. 記事作成日、140. 記事番号、141. 記事連番、142. 旧課税年度、143. 旧期別、144. 旧事業年度開始日、145. 旧事業年度終了日、146. 旧申告区分、147. 旧申告連番、148. 旧税目コード、149. 旧調定年度、150. 旧通知書番号、151. 共有宛名番号、152. 強制作成フラグ、153. 金種コード、154. 金融機関コード、155. 金融機関名、156. 繰越年度、157. 決裁書発行日、158. 決裁書発付日、159. 決裁書番号、160. 決裁日、161. 決算処理待区分、162. 月計終了年月、163. 月別、164. 減免日、165. 現年仮収入額、166. 現年過誤納額、167. 現年還付済額、168. 現年還付未済額、169. 現年催告書停止区分、170. 現年収入額、171. 現年充当済額、172. 現年滞繰区分、173. 現年調定額、174. 現年度、175. 現年年度繰越日、176. 現年年度末日、177. 現年未納額、178. 個人基本種別コード、179. 公示フラグ、180. 公示日、181. 公示入力日、182. 口座還付作成日、183. 口座種別、184. 口座振替区分、185. 口座振替日、186. 口座停止税目コード01、187. 口座停止税目コード02、188. 口座停止税目コード03、189. 口座停止税目コード04、190. 口座停止税目コード05、191. 口座停止税目コード06、192. 口座停止税目コード07、193. 口座停止税目コード08、194. 口座停止税目コード09、195. 口座停止税目コード10、196. 口座番号、197. 口座名義人カナ、198. 口座名義人漢字、199. 口振不能回数、200. 口振不能理由コード、201. 控除不足口座還付作成日、202. 控除不足発生事由コード、203. 更新アクセスコード、204. 更新プログラムID、205. 更新時刻、206. 更新職員番号、207. 更新前催告書発行日、208. 更新前催告納期、209. 更新端末ID、210. 更新年月日、211. 更正決定通知日、212. 更正元課税年度、213. 更正元事業年度開始日、214. 更正元収納異動連番、215. 更正元申告区分、216. 更正元申告年月日、217. 更正元申告連番、218. 更正元調定年度、219. 更正

元通知書番号、220. 更正後延滞金調定額、221. 更正後控除不足額、222. 更正後申告加算金調定額、223. 更正後滞繰本税調定額、224. 更正後調定年月、225. 更正後督促手数料調定額、226. 更正後内訳調定額1、227. 更正後内訳調定額2、228. 更正後内訳調定額3、229. 更正後内訳調定額4、230. 更正後内訳調定額5、231. 更正後内訳調定額6、232. 更正後本税調定額、233. 更正事由コード、234. 更正請求日、235. 更正前控除不足額、236. 更正前滞繰本税調定額、237. 更正日、238. 国保記号番号、239. 国保徴収区分、240. 国保内訳区分、241. 差替前確認番号、242. 差替前納付番号、243. 催告書発行日、244. 催告納期、245. 最終更正日、246. 最終支払日、247. 最終収入日、248. 最終消込公金日、249. 最終消込処理日、250. 最終調定本税、251. 最終領収日、252. 歳出還付支払日、253. 歳入還付支払日、254. 歳入歳出区分、255. 歳入年度、256. 削除フラグ、257. 削除時刻、258. 削除日、259. 子番、260. 市県現年按分率、261. 市県滞繰按分率、262. 指定納期限、263. 指定番号、264. 支店コード、265. 支店名、266. 支払区分、267. 支払済報奨金、268. 支払済報奨金予備、269. 支払場所、270. 支払人、271. 支払予定額、272. 支払予定日、273. 死亡有無、274. 事業年度開始日、275. 事業年度開始日フラグ、276. 事業年度終了日、277. 時効予定日、278. 自治体コード、279. 自治体識別コード、280. 自動処理フラグ、281. 自由カラム1、282. 自由カラム2、283. 自由カラム3、284. 識別番号、285. 車検有無フラグ、286. 車種コード、287. 車両コード、288. 車両履歴番号、289. 取扱期限、290. 取消区分、291. 取消日、292. 取戻額、293. 取戻子番、294. 取戻状態区分、295. 取戻発生日、296. 受付年月日、297. 授命年月日、298. 収入額、299. 収入総本税、300. 収入日、301. 収入日フラグ、302. 収納異動連番、303. 収納更正元子番、304. 収納更正日、305. 収納種別、306. 収納種別フラグ、307. 修正区分、308. 修正前宛名番号、309. 修正前課税年度、310. 修正前回数、311. 修正前確認番号、312. 修正前括束番号、313. 修正前括束連番、314. 修正前期月、315. 修正前子番、316. 修正前事業年度開始日、317. 修正前自治体コード、318. 修正前収入日、319. 修正前収納種別、320. 修正前消込延滞金、321. 修正前消込金額、322. 修正前消込申告加算金、323. 修正前消込退職税額、324. 修正前消込督促手数料、325. 修正前消込報奨金、326. 修正前消込本税額、327. 修正前申告区分、328. 修正前申告連番、329. 修正前税目コード、330. 修正前調書番号、331. 修正前調定年度、332. 修正前通知書番号、333. 修正前年金保険者コード、334. 修正前納付区分、335. 修正前納付書種類、336. 修正前納付番号、337. 修正前領収日、338. 終了期、339. 集計区分、340. 集計月、

341. 集計年月、342. 充当延滞金加算金、343. 充当加算金、344. 充当金額、345. 充当元宛名番号、346. 充当元延滞金分、347. 充当元課税年度、348. 充当元期別、349. 充当元月別、350. 充当元事業年度開始日、351. 充当元消込子番、352. 充当元申告加算金分、353. 充当元申告区分、354. 充当元申告連番、355. 充当元税目コード、356. 充当元調定年度、357. 充当元通知書番号、358. 充当元督促手数料分、359. 充当元本税分、360. 充当子番、361. 充当執行日、362. 充当処理日、363. 充当先宛名番号、364. 充当先延滞金分、365. 充当先課税年度、366. 充当先期別、367. 充当先月別、368. 充当先事業年度開始日、369. 充当先消込子番、370. 充当先申告加算金分、371. 充当先申告区分、372. 充当先申告連番、373. 充当先税目コード、374. 充当先調定年度、375. 充当先通知書番号、376. 充当先督促手数料分、377. 充当先納期限、378. 充当先本税分、379. 充当先未納延滞金分、380. 充当先未納申告加算金分、381. 充当先未納督促手数料分、382. 充当先未納本税分、383. 充当本税加算金、384. 処分コード、385. 初回支払日、386. 所得税更正通知日、387. 除外延滞金減免、388. 除外換価猶予、389. 除外繰上徴収、390. 除外交付要求、391. 除外差押、392. 除外参加差押、393. 除外時効完成、394. 除外時効中断、395. 除外執行停止、396. 除外徴収猶予、397. 除外督促公示、398. 除外督促返戻、399. 除外納通公示、400. 除外納通返戻、401. 除外納付委託、402. 除外納付誓約、403. 除外不納欠損、404. 除外分割納付、405. 除外予備1、406. 除外予備2、407. 除外予備3、408. 除外予備4、409. 除外予備5、410. 除算期間開始日、411. 除算期間終了日、412. 消込エラーコード、413. 消込延滞金、414. 消込延滞金フラグ、415. 消込回数フラグ、416. 消込括束番号フラグ、417. 消込括束連番フラグ、418. 消込金額、419. 消込金額フラグ、420. 消込子番、421. 消込消込退職税額フラグ、422. 消込申告加算金、423. 消込申告加算金フラグ、424. 消込退職税額、425. 消込退職税額フラグ、426. 消込調書番号フラグ、427. 消込督促手数料、428. 消込督促手数料フラグ、429. 消込報奨金、430. 消込報奨金フラグ、431. 消込本税額、432. 消込本税額フラグ、433. 消失認定日、434. 証券種類コード、435. 証券番号、436. 状態区分、437. 状態更新日、438. 振替宛名番号、439. 振替課税年度、440. 振替期別、441. 振替金額、442. 振替事業年度開始日、443. 振替処理日、444. 振替消込子番、445. 振替申告区分、446. 振替申告連番、447. 振替税目コード、448. 振替調定年度、449. 振替通知書番号、450. 振替不能通知書作成済区分、451. 振替予定日、452. 振替理由コード、453. 振分子番、454. 新年度、455. 申告加算金仮消込額、456. 申告加算金過誤納額、457. 申告加算金過誤納処理中額、45

8. 申告加算金種類、459. 申告加算金収入額、460. 申告加算金収入件数、461. 申告加算金調定額、462. 申告加算金未納額、463. 申告基準日、464. 申告基礎区分、465. 申告基礎年月日、466. 申告区分、467. 申告区分フラグ、468. 申告年月日、469. 申告連番、470. 申告連番フラグ、471. 数値1、472. 数値2、473. 数値3、474. 税額異動エラー事由、475. 税額異動レコード区分、476. 税額異動作成区分、477. 税額異動抽出区分、478. 税保コード、479. 税目コード、480. 税目コードフラグ、481. 前回更新アクセスコード、482. 前回更新プログラムID、483. 前回更新時刻、484. 前回更新職員番号、485. 前回更新端末ID、486. 前回更新年月日、487. 前納分確認番号、488. 前納分納付番号、489. 前納報奨金、490. 前納報奨金予備、491. 送付先氏名、492. 送付先住所、493. 送付先方書、494. 送付先郵便番号、495. 増減収入額、496. 増減収入額内訳1、497. 増減収入額内訳2、498. 増減調定額、499. 増減調定額内訳1、500. 増減調定額内訳2、501. 滞繰調定本税、502. 滞繰年度繰越日、503. 滞繰年度末日、504. 退職市区町村民税差額、505. 退職人員数、506. 退職調定入力フラグ、507. 退職通知書発行日、508. 退職都道府県民税差額、509. 退職納入申告日、510. 担当区コード、511. 抽出済フラグ、512. 抽出年月日、513. 調査記事、514. 調査記事通番、515. 調査年月日、516. 調査票出力年月日、517. 調書番号、518. 調定異動予定有無、519. 調定子番、520. 調定年月、521. 調定年度、522. 調定年度フラグ、523. 調定履歴有無フラグ、524. 通知時還付方法、525. 通知書作成日、526. 通知書種類、527. 通知書発行日、528. 通知書番号、529. 通知書番号フラグ、530. 低率終了日、531. 店舗コード、532. 登録時刻、533. 登録日、534. 登録年月日、535. 都計現年按分率、536. 都計滞繰按分率、537. 都市計画税区分、538. 特徴事業所宛名番号、539. 特土徴収区分、540. 督促手納額、541. 督促確認番号、542. 督促公示日、543. 督促取消日、544. 督促手数料仮消込額、545. 督促手数料過誤納額、546. 督促手数料過誤納処理中額、547. 督促手数料収入額、548. 督促手数料収入件数、549. 督促手数料調定額、550. 督促手数料通知額、551. 督促手数料納付額、552. 督促手数料未納額、553. 督促状停止理由コード、554. 督促状発行日、555. 督促停止区分、556. 督促納期、557. 督促納付番号、558. 内訳調定額1、559. 内訳調定額2、560. 内訳調定額3、561. 内訳調定額4、562. 内訳調定額5、563. 内訳調定額6、564. 入金データ種別、565. 年金保険者コード、566. 年金保険者コードフラグ、567. 年調定額、568. 年度、569. 納期限、570. 納期特例区分、571. 納税通知書発行日、572. 納付額、573. 納付額1、574. 納付額2、575. 納付額3、576. 納付額4、577. 納付額5、578.

納付額 6、579. 納付額 7、580. 納付額 8、581. 納付額 9、582.
納付額 10、583. 納付額 11、584. 納付額 12、585. 納付区分、5
86. 納付区分フラグ、587. 納付時年金保険者コード、588. 納付書種類、
589. 納付書種類フラグ、590. 納付書番号フラグ、591. 納付情報摘要
フラグ、592. 納付番号、593. 納付予定日、594. 農地変更日、595.
廃車年月日、596. 排他フラグ、597. 媒体作成区分、598. 発生元過誤
納状態区分、599. 発生元収入日、600. 発生元領収日、601. 発生収入
延滞金分、602. 発生収入申告加算金分、603. 発生収入督促手数料分、6
04. 発生収入本税分、605. 発生調定延滞金分、606. 発生調定申告加算
金分、607. 発生調定督促手数料分、608. 発生調定本税分、609. 番号
区分、610. 備考、611. 標識、612. 不納欠損区分、613. 不納欠損
事由コード、614. 不納欠損処理日、615. 不納欠損本税、616. 賦課決
定日、617. 賦課時年金保険者コード、618. 分納回数、619. 分納区分、
620. 分納子番、621. 分納有無フラグ、622. 文書確定フラグ、623.
文書作成日、624. 文書種類、625. 文書発行日、626. 変更締切日、6
27. 変更納期限、628. 返還確定日、629. 返還金管理番号、630. 返
還金内訳額、631. 返還指定額、632. 返還時期別収入額、633. 返還時
期別調定額、634. 返還時内訳異動額、635. 返還時内訳消込額、636.
返戻年月日、637. 返戻理由コード、638. 報奨金収入額、639. 報奨金
収入件数、640. 法人番号、641. 法定納期限、642. 法定納期限等、6
43. 本税仮消込額、644. 本税過誤納額、645. 本税過誤納処理中額、6
46. 本税収入額、647. 本税収入件数、648. 本税調定額、649. 本税
通知額、650. 本税納付額、651. 本税分納額、652. 本税未納額、65
3. 未処理延滞金分、654. 未処理還付加算金分、655. 未処理金額、65
6. 未処理申告加算金分、657. 未処理督促手数料分、658. 未処理本税分、
659. 免除認定日、660. 予備 1、661. 予備 2、662. 予備 3、66
3. 予備 4、664. 予備 5、665. 利息計算開始日、666. 利息計算終了
日、667. 利息計算対象額、668. 利息計算単位、669. 利息計算日数、
670. 利息相当額、671. 利息相当額強制フラグ、672. 利息内訳額、6
73. 利息率、674. 利息率区分、675. 利息連番、676. 履歴番号、6
77. 履歴連番、678. 領収時間、679. 領収日、680. 領収日フラグ、
681. 累計収入額、682. 累計収入額到来、683. 累計収入額到来内訳 1、
684. 累計収入額到来内訳 2、685. 累計収入額内訳 1、686. 累計収入
額内訳 2、687. 累計調定額、688. 累計調定額到来、689. 累計調定額
到来内訳 1、690. 累計調定額到来内訳 2、691. 累計調定額内訳 1、69
2. 累計調定額内訳 2、693. 累計不納欠損額、694. 個人番号、695.
法人番号

滞納システム記録項目

1. DV区分、2. イメージデータID、3. カナ名称、4. グループ連番、5. コンビニバーコード、6. コンビニ有効期限、7. その他控除額、8. データ区分、9. データ照会連番、10. レイアウト区分、11. 宛名、12. 宛名カナ、13. 宛名外字フラグ、14. 宛名超過フラグ、15. 宛名番号、16. 宛名番号完納フラグ、17. 宛名番号住民区分、18. 宛名番号申告区分、19. 宛名番号税目、20. 宛名番号通知書番号、21. 異動事由、22. 異動日、23. 一回分金額、24. 一括印刷可能フラグ、25. 一括送付回数、26. 一元区分、27. 一覧形式フラグ、28. 印刷日、29. 引渡期限、30. 延滞金、31. 延滞金起算日、32. 延滞金区分、33. 延滞金計算フラグ、34. 延滞金計算日、35. 延滞金減免連番、36. 仮装経理控除額、37. 加算開始年A、38. 加算開始年B、39. 加算額A、40. 加算額B、41. 加算月A、42. 加算月B、43. 家屋子々番、44. 家屋子番、45. 家屋枝番、46. 家屋地番、47. 家屋調査番号、48. 家屋棟数、49. 家屋棟番、50. 課税階以外床面積、51. 課税階床面積、52. 課税額、53. 課税月数、54. 課税構造コード、55. 課税資料種類コード、56. 課税資料番号、57. 課税種類コード、58. 課税地下階数、59. 課税地上階数、60. 課税地積、61. 課税地目コード、62. 課税標準額、63. 画像種類コード、64. 解除区分、65. 解除処分連番、66. 解除日、67. 解除理由、68. 解除理由内容、69. 回数、70. 回答書作成フラグ、71. 回答日、72. 開札時間、73. 開札場所、74. 開札日、75. 開始日、76. 外国人本名、77. 外国人名カナ、78. 外国税控除額、79. 確定延滞金、80. 確定延滞金有無、81. 確定申告期限、82. 確定申告日、83. 確認番号、84. 活動・調査事項、85. 完納フラグ、86. 完納日、87. 完了日、88. 漢字名称、89. 管理番号、90. 還付有無、91. 鑑定手数料、92. 関係者区分、93. 関係者連番、94. 関係者連番、95. 関連者宛名番号、96. 関連種類コード、97. 基準日、98. 既納付均等割額、99. 既納付法人税割額、100. 期、101. 期限、102. 期別税額、103. 機能種類コード、104. 機能処理番号、105. 記号番号、106. 記録時刻、107. 記録詳細、108. 記録日、109. 起案日、110. 給与特徴期別税額、111. 旧住所、112. 旧担当者名、113. 旧町コード、114. 旧方書、115. 拠点コード、116. 許可区分、117. 共有者宛名番号、118. 共有代表者宛名番号、119. 勤務先宛名番号、120. 勤務先入力区分、121. 勤務先名、122. 勤務先連番、123. 均等割額、124. 均等従業員数、125. 金融機関コード、126. 区分、127. 郡市区、128. 経過記録連番、129. 経過種別コード、130. 経過内容、131. 経過内容コード、132. 計算日、133. 計算方法区分、134. 軽減税額、135. 欠損確定日、136. 欠損事由、137. 欠損種類コード、138. 欠損調定額、139. 欠損督促手数料、140. 欠損年度、141. 欠損理由、142. 欠損理由詳細、143. 決裁減免区分、144. 決裁減免率、145. 決裁事項内容、146. 決裁日、147. 決裁文言、148. 決算期、149. 月間隔、150. 件名、151. 券面金額、152. 建築区分、153. 建築年次、154. 権利者区分、155. 権利者番号、156. 見込納付額、157. 見積価額、158. 原因日、159. 原簿閲覧日、160. 減免開始日、161. 減免後延滞金、162. 減免終

了日、163. 減免申請理由内容、164. 現誓約フラグ、165. 固定資産税課税標準額、166. 固定資産税課税標準額家屋、167. 固定資産税課税標準額合計、168. 固定資産税課税標準額償却、169. 固定資産税課税標準額土地、170. 固定資産税額、171. 交渉結果コード、172. 交付期日、173. 交付時刻、174. 交付場所、175. 公告日、176. 公告番号、177. 公売開始時間、178. 公売開始日、179. 公売区分、180. 公売取下公告番号、181. 公売取下事由、182. 公売取下事由詳細、183. 公売取下日、184. 公売手段区分、185. 公売種類区分、186. 公売終了時間、187. 公売終了日、188. 公売保証金額、189. 公売保証金納付開始時間、190. 公売保証金納付期限日、191. 公売保証金納付終了時間、192. 公売保証金納付場所、193. 公売方法区分、194. 公売連番、195. 口座番号、196. 口座不能フラグ、197. 口座名義人カナ、198. 口座連番、199. 控除額合計、200. 更新ユーザID、201. 更新画面ID、202. 更新端末名、203. 更新日時、204. 更正延滞金、205. 更正事由、206. 更正日、207. 行政区コード、208. 項目説明コード、209. 号枝番、210. 合計税額、211. 合計税額符号、212. 合算区分、213. 国籍コード、214. 根拠規定、215. 根拠法令等、216. 差引法人税割額、217. 差押日、218. 債権額、219. 債権者財産連番、220. 債権者番号、221. 債務者住所、222. 債務者名、223. 債務者郵便番号、224. 催告タイトル、225. 催告延長期限、226. 催告書等連番、227. 催告連番、228. 再公売フラグ、229. 最高価公告番号、230. 最高価者住所、231. 最高価者住所方書、232. 最高価者電話番号、233. 最高価者名、234. 最高価者郵便番号、235. 最高価申込価額、236. 最終収納日、237. 最終領収日、238. 財産引渡手続、239. 財産引渡日、240. 財産管理区分、241. 財産種類コード、242. 財産調査状況、243. 財産内容、244. 財産表示コード、245. 財産連番、246. 作成機能区分、247. 作成日、248. 参加申込開始時間、249. 参加申込開始日、250. 参加申込終了時間、251. 参加申込終了日、252. 参加申込場所、253. 残余金、254. 残余金計算値、255. 残余金交付、256. 子々番、257. 子番、258. 市区町村民税均等割額、259. 市区町村民税所得割額、260. 市内事業所宛名番号、261. 市内事業所数、262. 指定期限、263. 指定納期限、264. 支店コード、265. 支払期日、266. 支払人名、267. 支払地、268. 死亡日、269. 資格番号、270. 資本金、271. 資本金区分、272. 事業種目コード、273. 事業年度開始日、274. 事業年度終了日、275. 事件番号、276. 事件番号区分、277. 事件番号年度、278. 事由発生日、279. 持分分子、280. 持分分母、281. 時効完成日、282. 時効起算日、283. 時効事由、284. 時効履歴連番、285. 次順位公告番号、286. 次順位者住所、287. 次順位者住所方書、288. 次順位者電話番号、289. 次順位者名、290. 次順位者郵便番号、291. 次順位買受申込価額、292. 自治省コード、293. 執行機関番号、294. 執行停止解除理由、295. 執行停止時効完成日、296. 執行停止時効起算日、297. 執行停止要件コード、298. 執行停止理由、299. 執行停止連番、300. 執行日、301. 実施場所、302. 車種区分、303. 車台番号、304. 車名、305. 車名及び型式、306. 主従区分、307. 主担当者コード、308. 主担当者変更事由、309. 取扱店名、310. 取消事由、311. 取

消日、312. 取消理由、313. 取立費用額、314. 手入力フラグ、315. 種別コード、316. 種別印字フラグ、317. 種別内容、318. 種目内容、319. 受託日、320. 受入金額、321. 受付日、322. 受付番号、323. 受付番号区分、324. 受理日、325. 収納延滞金、326. 収納額、327. 収納督促手数料、328. 収納日、329. 収納方法コード、330. 収納履歴連番、331. 収納連番、332. 就職日、333. 終了日、334. 住基登録区分、335. 住所、336. 住所コード、337. 住所外字フラグ、338. 住所超過フラグ、339. 住所履歴別紙フラグ、340. 住所履歴連番、341. 住民区分、342. 充当連番、343. 重要表示フラグ、344. 出張担当フラグ、345. 出張担当者コード、346. 出張担当者変更事由、347. 処分宛名番号、348. 処分種類コード、349. 処分連番、350. 処理拠点コード、351. 処理時刻、352. 処理日、353. 所在地コード、354. 所在地号、355. 所在地子々番、356. 所在地子番、357. 所在地枝、358. 所在地番、359. 所持者氏名、360. 所持者住所、361. 所得額合計、362. 所得額合計符号、363. 所得控除コード、364. 所得控除金額、365. 所得控除区分、366. 所得控除超過フラグ、367. 所得控除符号、368. 除票日、369. 除票理由コード、370. 小規模住宅用地該非、371. 承継宛名番号、372. 承継額、373. 承継種類コード、374. 承継内訳連番、375. 承継連番、376. 消込区分、377. 消込日、378. 消除事由、379. 消除日、380. 照会印刷除外フラグ、381. 照会区分、382. 照会種類コード、383. 照会状況区分、384. 照会先自治体コード、385. 照会先番号、386. 照会内容、387. 照会日、388. 照会文書連番、389. 証券種類コード、390. 詳細区分、391. 詳細番号、392. 詳細連番、393. 場所コード、394. 職業コード、395. 職氏名番号、396. 職種、397. 色コード、398. 振出人名、399. 振出地、400. 振出日、401. 新住所、402. 新担当者名、403. 新町コード、404. 新方書、405. 申告期限延長月数、406. 申告期限延長後期限、407. 申告区分、408. 申告日、409. 申告理由区分、410. 申告連番、411. 申請減免区分、412. 申請減免率、413. 申請日、414. 親財産連番、415. 人員区分、416. 世帯番号、417. 性別コード、418. 生年月日、419. 生保開始日、420. 生保廃止日、421. 誓約日、422. 請求通数、423. 青色申告区分、424. 税額、425. 税目、426. 税理士コード、427. 税率、428. 責任限度、429. 接触フラグ、430. 設置場所、431. 設定者ID、432. 設定日、433. 設立日、434. 占有者関係、435. 占有者住所、436. 占有者住所コード、437. 占有者方書、438. 占有者名、439. 占有者郵便番号、440. 占有日、441. 前回基準日、442. 前回期限、443. 前回設定日、444. 前回滞納区分、445. 前回入力区分、446. 前年所得額、447. 搜索開始時刻、448. 搜索終了時刻、449. 搜索場所、450. 搜索日、451. 相手コード、452. 相続開始日、453. 相続財産評価額、454. 相続分子、455. 相続分母、456. 総所得課税標準額、457. 送付元取得区分、458. 送付先宛名番号、459. 送付先外字フラグ、460. 送付先区分、461. 送付先住所、462. 送付先住所コード、463. 送付先超過フラグ、464. 送付先名、465. 送付先名カナ、466. 送付先郵便番号、467. 送付先連番、468. 増減区分、469. 速報データ区分、470. 続柄コード、471. 対応コード、472. 対象課税開始年度、473. 対象課税終

了年度、474. 対象連番、475. 滞納金額、476. 滞納区分、477. 滞納事由、478. 滞納者、479. 滞納者異動連番、480. 滞納状況、481. 滞納税目コード、482. 退職日、483. 代表事業所宛名番号、484. 代表者名、485. 第三債務者住所、486. 第三債務者住所コード、487. 第三債務者名、488. 第三債務者郵便番号、489. 担当割地区コード、490. 担当者コード、491. 担当者変更事由、492. 担当者名、493. 担保種類コード、494. 担保提供コード、495. 担保提供内容、496. 端数処理区分、497. 地区コード、498. 地図巻コード、499. 地図区分、500. 地図年度、501. 地図番号、502. 地図頁、503. 地番、504. 中間区分、505. 注意事項コード、506. 丁目、507. 帳票宛名、508. 帳票依頼文書、509. 帳票一覧回答、510. 帳票延滞金計算日、511. 帳票回答表題用、512. 帳票回答文書、513. 帳票回答有無、514. 帳票公示送達状況コード、515. 帳票公示送達日、516. 帳票再転送日、517. 帳票種類コード、518. 帳票照会項目、519. 帳票条文コード、520. 帳票調査日、521. 帳票発送日、522. 帳票備考、523. 帳票表題、524. 帳票返戻解除日、525. 帳票返戻日、526. 町コード、527. 町村、528. 調査日、529. 調査予定区分、530. 調査予定対象連番、531. 調査予定連番、532. 調定額、533. 調定年度、534. 通称名、535. 通称名カナ、536. 通知書番号、537. 転出先住基有無、538. 転出先住所、539. 転出先除票日、540. 転出先除票理由コード、541. 転出先方書、542. 電子公印有無、543. 電話番号、544. 登記階以外床面積、545. 登記階床面積、546. 登記構造コード、547. 登記種類コード、548. 登記地下階数、549. 登記地上階数、550. 登記地積、551. 登記地目コード、552. 登録事由、553. 登録事由名称、554. 登録担当者コード、555. 登録日、556. 登録番号、557. 都市計画税課税標準額、558. 都市計画税課税標準額家屋、559. 都市計画税課税標準額合計、560. 都市計画税課税標準額土地、561. 都市計画税額、562. 都道府県民税均等割額、563. 都道府県民税所得割額、564. 土地筆数、565. 当初回数、566. 特記メモ、567. 特記事項、568. 特徴義務者宛名番号、569. 特普区分、570. 特別区分、571. 特別事由、572. 督促フラグ、573. 督促区分、574. 督促手数料、575. 督促状指定納期限、576. 督促発送期限、577. 内数種類コード、578. 内訳連番、579. 内容、580. 日付、581. 日付区分、582. 入場開始時間、583. 入場締切時間、584. 入力区分、585. 年金特徴期別税額、586. 年税額、587. 納期限、588. 納期限変更連番、589. 納税組合コード、590. 納付延滞金、591. 納付額、592. 納付均等割額、593. 納付均等割額符号、594. 納付金額、595. 納付合計額、596. 納付合計税額、597. 納付合計税額符号、598. 納付種類コード、599. 納付受託連番、600. 納付書データ作成済フラグ、601. 納付書印刷済フラグ、602. 納付書番号、603. 納付書番号内連番、604. 納付場所、605. 納付責任額、606. 納付督促手数料、607. 納付法人税割額、608. 納付法人税割額符号、609. 納付約束時刻、610. 納付予定日、611. 破産管財人番号、612. 破産手続開始日、613. 廃車事由、614. 廃車日、615. 排気量、616. 排気量単位区分、617. 配当額、618. 配当見込区分、619. 配当順位、620. 配当連番、621. 買受金納付期限日、622. 買受金納付時間、623.

| | |
|----------------------|---|
| | <p>買受金納付場所、624. 買受金納付日、625. 買受者コード、626. 売却区分番号、627. 売却決定時間、628. 売却決定場所、629. 売却決定日、630. 売却状況区分、631. 売却中止決定日、632. 売却中止事由、633. 発行回数、634. 発行機能コード、635. 発行制限区分、636. 発行担当者コード、637. 発行担当者名、638. 発行日、639. 発行年度、640. 発送種類コード、641. 発送内容コード、642. 発送日、643. 発送予定日、644. 搬出日、645. 番地番、646. 非課税特例区分、647. 備考、648. 備考コード、649. 標識番号、650. 表示順序、651. 評価額、652. 付箋内容コード、653. 普徴期別税額、654. 賦課拠点コード、655. 賦課年度、656. 副担当者コード、657. 副担当者変更事由、658. 物件番号、659. 分割基準分子、660. 分割基準分母、661. 分単区分、662. 分納回数、663. 分納開始年月、664. 分納取消日、665. 分納対象区分、666. 分納入金額、667. 分納連番、668. 分筆区分、669. 分離所得課税標準額、670. 文書番号、671. 文書番号年、672. 文章番号年、673. 変更後時刻、674. 変更後納期限、675. 変更前納付義務承継額、676. 返戻フラグ、677. 返戻経過記録連番、678. 保管解除手続、679. 保管命令日、680. 保証人宛名番号、681. 補足区分、682. 補足情報、683. 補足日付、684. 方書、685. 法人区分、686. 法人住民税決定通知日、687. 法人住民税更正通知日、688. 法人住民税指定納期限、689. 法人住民税修正申告日、690. 法人税額、691. 法人税割額、692. 法人税決定通知日、693. 法人税更正通知日、694. 法人税修正申告日、695. 法人登記有無、696. 法人名、697. 法人名カナ、698. 法定納期限等、699. 法務局番号、700. 本日入金額、701. 枚数、702. 未納額、703. 無効フラグ、704. 名寄宛名番号、705. 名義変更有無、706. 名称、707. 名称カナ、708. 名称清音カナ、709. 約束管理フラグ、710. 約束時刻、711. 約束内容コード、712. 約束日、713. 約束履行有無、714. 約束連番、715. 有効フラグ、716. 猶予事由、717. 猶予種類コード、718. 猶予連番、719. 郵便番号、720. 予定金額、721. 預金種別コード、722. 履行期限コード、723. 履行期限内容、724. 履行区分、725. 理由、726. 立会人関係、727. 立会人住所、728. 立会人住所コード、729. 立会人方書、730. 立会人名、731. 立会人郵便番号、732. 領収時刻、733. 領収日、734. 累計延滞金、735. 累計収納額、736. 累計督促手数料、737. 累計納付、738. 個人番号、739. 法人番号</p> |
| 記録範囲 | 岡山市の市税納税義務者 |
| 記録情報の収集方法 | 本人からの届出、申請者及び関係機関からの情報提供 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない |
| 記録情報の経常的提供先 | 富士通岡山市市税システム共同企業体 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称) 財政局 税務部 収納課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 |
| | (名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 |

| | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地 | (名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地 | (名 称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |
| 備 考 | — | |

個人情報ファイル簿

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 保険料等滞納整理事務ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 岡山市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | (1) 財政局税務部料金課、(2) 保健福祉局保健福祉部国保年金課、(3) 保健福祉局高齢福祉部介護保険課、(4) 保健福祉局保健福祉部医療助成課、(5) 財政局税務部中区市税事務所、(6) 財政局税務部東区市税事務所、(7) 財政局税務部南区市税事務所 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 保険料等の滞納整理事務のため利用する。 | |
| 個人情報ファイルに係る本人の数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満 | |
| 記録項目 | 1. 氏名、2. 住所、3. 生年月日、4. 性別、5. 電話番号、6. 世帯情報、7. 賦課情報、8. 収納情報、9. 税所得情報（勤務先）、10. 処分情報、11. 調査財産情報、12. 納付相談等記録情報 | |
| 記録範囲 | 保険料等の納付義務者 | |
| 記録情報の収集方法 | 市内部からの情報提供、本人届出、財産調査照会先からの情報提供 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む | |
| 記録情報の経常的提供先 | - | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称) 財政局 税務部 料金課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 | |
| | (名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | - | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) | <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) |
| | 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受けの組織の名称及び所在地 | (名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けの組織の名称及び所在地 | (名称) (所在地) | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | | |

| | |
|-----|--|
| 備 考 | |
|-----|--|